

第5章 バリアフリー事業の方針及び特定事業

1 区全体で取り組む事項

(1) 区全体で取り組むバリアフリー事業の方針

区内では、鉄道駅やバス停、道路、公園、建築物等におけるハード面のバリアフリー整備が行われており、引き続きバリアフリー整備済の施設等を含めて、国の定める基準（移動等円滑化基準）への適合に努めるとともに、関連するガイドライン、条例等に留意した整備を推進していくこととします。また、基本理念の「だれもが自由に出かけられ、互いに助けあい思いやるまち」を目指すためには、生活関連施設と生活関連経路の連続したバリアフリー化が重要となることから、大規模改修等に伴うバリアフリー整備の際には関係する施設管理者等と調整及び協議しながら進めていきます。さらに、関係する施設設置管理者等は、第4章で挙げられた課題等も踏まえながら、特定事業以外でも調整・協議に応じ、積極的に連続性のあるバリアフリー事業に取り組んでいきます。

なお、特定事業の実施目標年度は、基本構想の目標年度に合わせて令和17年度までとします。

(2) 特定事業

①公共交通特定事業（実施主体：公共交通事業者）

交通機関	項目	事業内容
鉄道	移動経路等	定期的な点検と施設の補修の実施
	車両	車両の車いすスペースや案内表示装置の設置及び更新
		車両連結部の転落防止設備の更新
	案内設備	出口案内標識・ホーム上の案内標識の設置・更新等 触知案内図など、わかりやすい案内サインの維持更新
ソフト面	サービス介助士等の資格取得の推進、駅係員等の接遇、接客の研修	
	バリアフリー設備の適正な利用推進のための啓発活動の実施	
	ホームページ等を活用した施設内のバリアフリー設備の情報提供	
バス	案内情報提供	バス停案内表示の多言語化
		バスロケーションシステムによる情報提供
	ソフト面	車いす、ベビーカー利用等のお客様への乗降介助に関する教育やバリアフリーに関する研修の実施
		聴覚障害者用の筆記用具や筆談具、コミュニケーションボードの常備
		ヘルプマーク配布及びポスター掲示
		バス車内での多言語路線図の配布
利用者への乗車マナーの普及啓発、車内デジタルサイネージ動画による注意喚起放送		
タクシー	車両	ユニバーサルデザインタクシーの導入促進
	ソフト面	陣痛タクシー、キッズタクシーの周知
		車いす利用者等の円滑な乗降等に関する研修の継続的な実施の推進



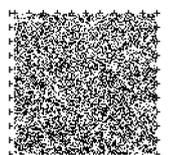
乗降りサポートの周知ポスター
(東京地下鉄株式会社)



認知症サポーター養成講座
(東京都交通局)



盲導犬ユーザー等対応講習
(京成電鉄株式会社)



②道路特定事業（実施主体：道路管理者）

項目	事業内容
道路管理	道路の定期的な点検・維持管理
	放置禁止区域内、外における放置自転車等の警告・撤去
交通安全	区内を通行する自転車等の利用者のルール、マナーの啓発の推進（道路管理者及び交通管理者）
指導	道路の不法占用に対する適正化指導（看板、商品のはみ出し等）
	植栽の枝の道路へのはみ出しなど、適切な機能の確保のための指導

③教育啓発特定事業（実施主体：墨田区）

区では心のバリアフリー啓発冊子やヘルプマーク等の配布、「区のお知らせ」点字版・音訳版の発行、バリアフリーマップの掲載等を進めています。基礎調査の結果では、障害者差別解消法における「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」に関する認知度が低い状況であったことを踏まえながら、以下の特定事業を実施していきます。なお、ハード面のバリアフリー整備には、予算や時間、施設の構造上の制約等があることから、情報発信や案内設備の充実等のソフト面のバリアフリーに関する事業を併せて進めていくことが重要です。

項目	事業内容
教育啓発	障害者差別解消法における「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」に関する継続的な周知啓発
	福祉教育の取組、心のバリアフリー啓発冊子等の配布
	障害の理解・啓発や心のバリアフリーに関する普及啓発イベントの実施
	区民へのヘルプマーク、ヘルプカード、ヘルプシールの配布及び活用に向けた周知啓発
	認知症普及啓発事業の実施
情報発信・周知	バリアフリーマップや音声ガイド（ことばの道案内）の充実と普及
	区報やホームページを活用した情報発信、「区のお知らせ」点字版・音訳版の発行
	区ホームページ等における公共施設の案内について、バリアフリールートを検討した駅出入口等の案内、庁内認識の共有



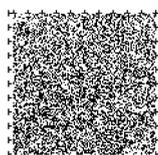
啓発冊子：
マンガでわかる！すみダックと学ぼう
みんなで支え合う 心のバリアフリー



啓発冊子：すみダックといっしょに
「心のバリアフリー探検ツアー」



みんなにやさしい
「あんしんバリアフリーマップ」の公開



2 押上駅・錦糸町駅周辺地区

(1) 地区のバリアフリー事業の方針

押上駅・錦糸町駅周辺地区のバリアフリー事業の方針は以下のとおりです。

第4章で挙げられた課題の内、予算や関連計画、施設の構造上の制約等により、現状対応が困難である内容についても、引き続き事業化の検討をしていきます。

また、複合した課題として挙げられている押上駅の業平側にエレベーターがないこと、エレベーターのあるB3出口から京成橋を渡る際に勾配があることについては、駅構造面や周辺道路の状況等から、現状では新たなバリアフリールートの整備が困難であるため、今後関係機関と連携しながら事業化等について検討していきます。

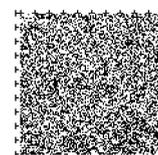
項目	主な方針
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 錦糸町駅、とうきょうスカイツリー駅のホームドアの整備を進めていきます。 ・ソフト面のバリアフリー事業として、職員等へのバリアフリーに関する教育や研修を行います。また、鉄道事業者は「バリアフリー設備の適正な利用推進のための啓発活動の実施」、「わかりやすい案内サインの維持更新」等の取組、バス事業者は「バス停案内表示の多言語化」、「ヘルプマークの配布やポスター掲示」等の取組、タクシー事業者は「車いす利用者等の円滑な乗降等に関する研修の継続的な実施の推進」等を進めていきます。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）連続立体交差事業とともに、周辺の墨田区道墨111号路線（言問通り）の高架下を含む道路の拡幅事業や（仮称）押上駅北口線（交通広場を含む）などの街路整備事業（道路拡幅や歩道の新設等）を進めていきます。 ・四ツ目通りからすみだ保健子育て総合センターまでの区間の道路バリアフリー事業（段差及び勾配の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等）を進めていきます。 ・自転車対歩行者事故の発生リスクを低減させるため、墨田区自転車活用推進計画に基づき、自転車と歩行者の双方が安全、快適に通行できる自転車走行空間を整備します。
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト面のバリアフリー事業を継続して実施するとともに、施設の大規模改修時には必要に応じて当事者参画の視点を取り入れながら、トイレの洋式化、バリアフリートイレの整備、エレベーターの設置や段差解消等の事業を進めていきます。 ・すみだ福祉保健センターやすみだトリフォニーホールでは施設の大規模改修に併せてバリアフリートイレの整備や増設等を進め、区立小中学校では施設の大規模改修等に併せて施設のバリアフリー化を進めていきます。
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の再整備に併せて施設のバリアフリー化の実施やバリアフリートイレの整備等を進めていきます。
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内における信号機の改良や道路標識等の補修、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車の手導取締り等を実施します。

(2) 特定事業

①公共交通特定事業【鉄道・旅客施設】

事業箇所	項目	事業内容	事業主体	実施時期		
				短期	中期	長期
JR 錦糸町駅	ホーム	ホームドアの整備（総武線快速）	東日本旅客鉄道株式会社	■	■	
とうきょうスカイツリー駅	ホーム	ホームドアの整備	東武鉄道株式会社			■
押上駅	券売機・案内設備	訪日外国人向け自動券売機の設置更新	京成電鉄株式会社	■	■	■

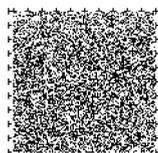
※特定事業の実施時期として、短期（令和8年度から令和10年度）、中期（令和11年度から令和14年度）、長期（令和15年度以降）を設定し、今後策定する特定事業計画ではより詳細な期間設定をしていきます。



②道路特定事業

事業箇所	項目	事業内容 ※区間の一部または、区間外を含む場合は（）内に記載	事業主体	実施時期		
				短期	中期	長期
区間㉓（一般国道14号）	道路管理	道路の定期的な点検・維持管理	国土交通省 東京国道事務所	■	■	■
区間㉑（四ツ目通り（特例都道465号））	道路管理	道路の定期的な点検・維持管理	東京都建設局 第五建設事務所	■	■	■
区間㉕（墨25号路線）	道路整備	街路事業（道路拡幅）約100m 交通広場約2,600㎡ （押上一丁目1番地先～押上二丁目18番地先）	墨田区	■	■	
区間㉕（墨25号路線） 区間㉖（墨56号路線） 区間㉗（押上2002号路線）	道路整備	街路事業（道路拡幅）約470m （押上二丁目2番地先～押上二丁目4番地先～押上二丁目16番地先～押上二丁目11番地先）	墨田区	■	■	
区間㉞（小梅通り（墨26号路線））	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 450m	墨田区		■	
区間㉟（墨55号路線）	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 60m	墨田区		■	
区間㊱（桜橋通り（墨58号路線））	道路整備	街路事業（幅員構成変更） 約330m（押上二丁目13番地先～押上一丁目16番地先）	墨田区	■	■	■
	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 600m （区間外含む）	墨田区		■	
区間㊲（春日通り（墨105号路線））	道路整備	道路のバリアフリー化 400m	墨田区	■	■	
	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 400m	墨田区	■	■	
区間㊳（言問通り～大門通り（墨111号路線））	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 800m	墨田区	■	■	
区間㊴（言問通り（墨111号路線））	道路整備	街路事業（道路拡幅）100m （とうきょうスカイツリー駅北交差点～とうきょうスカイツリー駅交差点）	墨田区	■	■	
区間㊵（(仮称)南北通り（墨田歩行者専用道第1号線））	道路整備	街路事業（道路新設）約30m	墨田区	■	■	
区間㊶（大門通り～中之橋通り（墨111号路線））	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 450m （区間外含む）	墨田区	■		

※特定事業の実施時期として、短期（令和8年度から令和10年度）、中期（令和11年度から令和14年度）、長期（令和15年度以降）を設定し、今後策定する特定事業計画ではより詳細な期間設定をしていきます。



③建築物特定事業

ア 実施施設

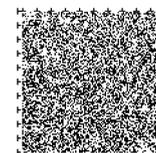
官公庁等	教育・文化施設	保健・医療・福祉・子育て施設	スポーツ施設
ハローワーク墨田 すみだ産業会館 墨田都税事務所 本所警察署 すみだ共生社会推進センター すみだ消費者センター 東駒形コミュニティ会館 横川コミュニティ会館	柳島小学校 錦糸小学校 横川小学校 小梅小学校 業平小学校 墨田中学校 すみだトリフォニーホール すみだ郷土文化資料館	すみだふれあいセンター すみだ障害者就労支援総合センター すみだボランティアセンター分館 江東橋児童館 すみだ保健子育て総合センター すみだ福祉保健センター こうめ高齢者支援総合センター こうめ高齢者みまもり相談室 なりひらホーム なりひら高齢者支援総合センター なりひら高齢者みまもり相談室 さくら橋コミュニティセンター	ひがしんアリーナ (墨田区総合体育館) 錦糸公園野球場 錦糸公園テニスコート

イ 事業内容等

バリアフリーに関連した各事業を継続して実施するとともに、施設の大規模改修に併せてバリアフリートイレ、エレベーター、段差解消等の整備を進めていきます。また、すみだ福祉保健センターやすみだトリフォニーホールでは施設の大規模改修に併せてバリアフリートイレの整備や増設等を進め、区立小中学校では施設の大規模改修等に併せて施設のバリアフリー化を進めていきます。

なお、各施設の具体的な事業の実施時期については、特定事業計画策定時に定めていきます。

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物全体	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修の実施	■	■	■
	大規模改修、移転等に併せた施設のバリアフリー化の実施	■	■	
外構部	視覚障害者誘導用ブロックの整備や段差解消により、道路から受付等への経路の確保	■	■	■
	視覚障害者誘導用ブロック上に設置されたマットや設置物の撤去	■	■	■
	車いす対応駐車スペースの確保、周知	■	■	■
屋内	移動円滑化のため、エレベーターの設置を検討	■	■	■
	階段、廊下、トイレ、エレベーター周辺に手すりを設置	■	■	■
	ベンチ等の休憩施設の設置	■	■	■
	出入口の開放時、廊下の有効幅員の確保、廊下から利用居室への段差解消	■	■	■
	階段の踊場等に視覚障害者誘導用ブロックを設置	■	■	■
	手すりや有効幅員等の基準を阻害している設置物の撤去	■	■	■
トイレ	授乳や搾乳（乳幼児室）及びおむつ交換（トイレ）のできる場所の設置	■	■	■
	バリアフリートイレの整備、トイレの洋式化、異性介助等に配慮した構造の整備	■	■	
	オストメイト、ベビーチェア、ベビーシート、フィッティングボード等の設置	■	■	■
	ユニバーサルシート（大人用ベッド）の整備、事業化の検討	■	■	



項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
ソフト面 情報発信	レンタル用の車いすの配備などの備品の貸出	■	■	■
	ホームページ等における利用情報の発信、情報更新	■	■	■
	障害特性に配慮した、誰もが見ることのできる区政情報等の発信	■	■	■
	職員教育等を通じた利用者への適切な支援環境の形成	■	■	■
	身体障害者の支援に関する区民向けボランティア養成講座・講習会等の実施	■	■	■
	窓口におけるタブレット端末の活用、遠隔手話通訳サービスの提供	■	■	■
	聴覚障害者用の筆記用具や筆談具、コミュニケーションボードの常備	■	■	■

※特定事業の実施時期として、短期（令和8年度から令和10年度）、中期（令和11年度から令和14年度）、長期（令和15年度以降）を設定し、今後策定する特定事業計画ではより詳細な期間設定をしていきます。

④都市公園特定事業（区立公園）

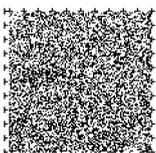
事業箇所	項目	事業内容	実施時期		
			短期	中期	長期
各公園	維持管理	公園内における定期的な点検と施設の補修	■	■	■
隅田公園	園路等	再整備に併せた施設のバリアフリー化の実施	■	■	■
大横川親水公園	園路、遊具、 トイレ等	再整備に併せた施設のバリアフリー化の実施 バリアフリースイールの整備（2カ所）	■	■	■
	ソフト面	ホームページ等における利用情報の発信、情報更新	■	■	■
錦糸公園	遊具	誰もが使いやすい遊具の設置	■	■	■
豎川第一公園	園路等	再整備に併せた施設のバリアフリー化の実施		■	■
豎川親水公園	園路等	再整備に併せた施設のバリアフリー化の実施	■	■	■
横川公園	園路、遊具等	再整備に併せた施設のバリアフリー化の実施	■		

※特定事業の実施時期として、短期（令和8年度から令和10年度）、中期（令和11年度から令和14年度）、長期（令和15年度以降）を設定し、今後策定する特定事業計画ではより詳細な期間設定をしていきます。

⑤交通安全特定事業（東京都公安委員会）

項目	事業内容
交通安全	信号機のバリアフリー化（音響式信号機の設置、歩行者用青時間の確保）
	横断歩道を利用する視覚障害者の安全性向上（エスコートゾーンの整備）
	道路標識及び道路標示の視認性向上（道路標識及び道路標示の適切な補修）
	歩行・交通の円滑化・安全性向上（違法駐車防止のための事業）

※交通安全特定事業を実施する路線や実施時期等については、別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画で整理を行う予定です。



3 曳舟駅・京成曳舟駅周辺地区

(1) 地区のバリアフリー事業の方針

曳舟駅・京成曳舟駅周辺地区のバリアフリー事業の方針は以下のとおりです。

第4章で挙げられた課題の内、予算や関連計画、施設の構造上の制約等により、現状対応が困難である内容についても、引き続き事業化の検討をしていきます。

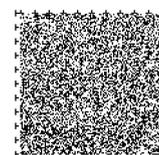
特定事業	主な方針
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・曳舟駅のホームドアの整備を進めていきます。 ・ソフト面のバリアフリー事業として、職員等へのバリアフリーに関する教育や研修を行います。また、鉄道事業者は「バリアフリー設備の適正な利用推進のための啓発活動の実施」、「わかりやすい案内サインの維持更新」等の取組、バス事業者は「バス停案内表示の多言語化」、「ヘルプマークの配布やポスター掲示」等の取組、タクシー事業者は「車いす利用者等の円滑な乗降等に関する研修の継続的な実施の推進」等を進めていきます。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・再開発事業による都市計画道路整備として、道路拡幅、歩道設置、無電柱化、交通広場の整備を進め、地域の交通利便性の向上を図ります。 ・自転車対歩行者事故の発生リスクを低減させるため、墨田区自転車活用推進計画に基づき、自転車と歩行者の双方が安全・快適に通行できる自転車走行空間を整備します。
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト面のバリアフリー事業を継続して実施するとともに、施設の大規模改修時には必要に応じて当事者参画の視点を取り入れながら、トイレの洋式化、バリアフリースイールの整備、エレベーターの設置や段差解消等の事業を進めていきます。 ・すみだボランティアセンターや区立小中学校では、施設の大規模改修等に併せて施設のバリアフリー化を進めていきます。
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリースイールの再整備や再開発事業による都市計画公園の整備を進めていきます。
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内における信号機の改良や道路標識等の補修、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車の手導取締り等を実施します。

(2) 特定事業

①公共交通特定事業【鉄道・旅客施設】

事業箇所	項目	事業内容	事業主体	実施時期		
				短期	中期	長期
曳舟駅	ホーム	ホームドアの整備	東武鉄道株式会社			■
京成曳舟駅	券売機・案内設備	訪日外国人向け自動券売機の設置更新	京成電鉄株式会社	■	■	■

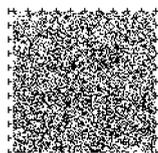
※特定事業の実施時期として、短期（令和8年度から令和10年度）、中期（令和11年度から令和14年度）、長期（令和15年度以降）を設定し、今後策定する特定事業計画ではより詳細な期間設定をしていきます。



②道路特定事業

事業箇所	項目	事業内容 ※区間の一部または、区間外を含む場合は () 内に記載	事業主体	実施時期		
				短期	中期	長期
区間① (一般国道 6 号)	道路管理	道路の定期的な点検・維持管理	国土交通省 東京国道事務所	■	■	■
区間②、③ (特例都道 465 号、主要地方道 306 号王子千住夢の島線)	道路管理	道路の定期的な点検・維持管理	東京都建設局 第五建設事務所	■	■	■
区間⑧ (曳舟たから通り (墨 114 号路線))	道路整備	再開発事業による都市計画道路整備 (道路拡幅、歩道設置、無電柱化) 約 160m (東向島二丁目 28 番地先～31 番地先)	墨田区	■	■	
	道路整備	再開発事業による都市計画道路整備 (交通広場整備) 約 2,200 m ² (東向島二丁目 28 番地内)	墨田区	■	■	
区間⑨ (曳舟川通り (墨 119 号路線))	道路整備	再開発事業による無電柱化整備 約 170m (東向島二丁目 27 番地先～30 番地先)	墨田区	■	■	
区間⑩ (八広中央通り (墨 120 号路線))	道路整備	道路のバリアフリー化 350m (区間外含む)	墨田区	■	■	
区間⑪ (東向島 2042 号路線)	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 70m	墨田区	■		
区間⑫ (東向島 2031 号路線)	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 10m (東向島二丁目 33 番地先～43 番地先)	墨田区	■		
区間⑬ (東向島 2046 号路線)	自転車走行空間	自転車走行空間の整備 200m	墨田区	■		

※特定事業の実施時期として、短期 (令和 8 年度から令和 10 年度)、中期 (令和 11 年度から令和 14 年度)、長期 (令和 15 年以降) を設定し、今後策定する特定事業計画ではより詳細な期間設定をしていきます。



③建築物特定事業

ア 実施施設

官公庁等	教育・文化施設		保健・医療・福祉・子育て施設
東向島出張所	寺島中学校 言問小学校 第一寺島小学校 第三寺島小学校 曳舟小学校	ひきふね図書館 曳舟文化センター すみだ生涯学習センター	すみだボランティアセンター むこうじま高齢者支援総合センター むこうじま高齢者みまもり相談室 東向島児童館 東向島児童館分館

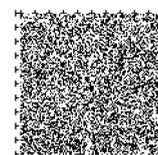
イ 事業内容等

バリアフリーに関連した各事業を継続して実施するとともに、施設の大規模改修に併せてバリアフリートイレ、エレベーター、段差解消等の整備を進めていきます。また、すみだボランティアセンターや区立小中学校では、施設の大規模改修等に併せて施設のバリアフリー化を進めていきます。

なお、各施設の具体的な事業の実施時期については、特定事業計画策定時に定めていきます。

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物全体	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修の実施	■	■	■
	大規模改修、移転等に併せた施設のバリアフリー化の実施	■		
外構部	視覚障害者誘導用ブロックの整備や段差解消により、道路から受付等への経路の確保	■	■	■
	視覚障害者誘導用ブロック上に設置されたマットや設置物の撤去	■	■	■
	車いす対応駐車スペースの確保、周知	■	■	■
屋内	移動円滑化のため、エレベーターの設置を検討	■	■	■
	階段、廊下、トイレ、エレベーター周辺に手すりを設置	■	■	■
	ベンチ等の休憩施設の設置	■	■	■
	出入口の開放時、廊下の有効幅員の確保、廊下から利用居室への段差解消	■	■	■
	階段の踊場等に視覚障害者誘導用ブロックを設置	■	■	■
	手すりや有効幅員等の基準を阻害している設置物の撤去	■	■	■
	授乳や搾乳（乳幼児室）及びおむつ交換（トイレ）のできる場所の設置	■	■	■
トイレ	聴覚障害者に火災発生を光で知らせるランプの設置（簡易ランプ）	■	■	■
	バリアフリートイレの整備、トイレの洋式化、異性介助等に配慮した構造の整備	■	■	
	オストメイト、ベビーチェア、ベビーシート、フィッティングボード等の設置	■	■	■
ソフト面 情報発信	ユニバーサルシート（大人用ベッド）の整備、事業化の検討	■	■	■
	レンタル用の車いすの配備などの備品の貸出	■	■	■
	ホームページ等における利用情報の発信、情報更新	■	■	■
	障害特性に配慮した、誰もが見ることのできる区政情報等の発信	■	■	■
	職員教育等を通じた利用者への適切な支援環境の形成	■	■	■
	身体障害者の支援に関する区民向けボランティア養成講座・講習会等の実施	■	■	■
	窓口におけるタブレット端末の活用、遠隔手話通訳サービスの提供	■	■	■
聴覚障害者用の筆記用具や筆談具、コミュニケーションボードの常備	■	■	■	

※特定事業の実施時期として、短期（令和8年度から令和10年度）、中期（令和11年度から令和14年度）、長期（令和15年度以降）を設定し、今後策定する特定事業計画ではより詳細な期間設定をしていきます。



④都市公園特定事業（区立公園）

事業箇所	項目	事業内容	実施時期		
			短期	中期	長期
各公園	維持管理	公園内における定期的な点検と施設の補修	■	■	■
ふじのき公園	トイレ	バリアフリートイレの再整備			■
東向島二丁目	公園全体	再開発事業による都市計画公園の整備 約 3,300 m ²	■	■	
さくらんぼ児童遊園	公園全体	再整備に併せた施設のバリアフリー化の実施			■
からたち児童遊園	公園全体	再整備に併せた施設のバリアフリー化の実施		■	■

※特定事業の実施時期として、短期（令和8年度から令和10年度）、中期（令和11年度から令和14年度）、長期（令和15年度以降）を設定し、今後策定する特定事業計画ではより詳細な期間設定をしていきます。

⑤交通安全特定事業（東京都公安委員会）（再掲）

項目	事業内容
交通安全	信号機のバリアフリー化（音響式信号機の設置、歩行者用青時間の確保）
	横断歩道を利用する視覚障害者の安全性向上（エスコートゾーンの整備）
	道路標識及び道路標示の視認性向上（道路標識及び道路標示の適切な補修）
	歩行・交通の円滑化・安全性向上（違法駐車防止のための事業）

※交通安全特定事業を実施する路線や実施時期等については、別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画で整理を行う予定です。

